

## NZガバナエクスチェンジサービス・利用規約

本利用規約（以下「本規約」という。）には、ヤンマーエンジニアリング株式会社（以下「当社」という。）とお客様との間の、NZガバナエクスチェンジサービス（以下「本サービス」という。）の提供条件と権利義務関係が定められています。お客様が、本サービスをご利用いただく場合には、本規約に同意したものとみなされますので、本規約を必ずお読み下さい。

### 第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、別段の定めのない限り、次に掲げるとおりとします。

- ① ガバナ  
当社又は当社のグループ企業が製造した船舶用調速装置
- ② 販売ガバナ  
当社が所有権を有する使用済みガバナであって、当社又は当社より委託を受けた第三者が部品の交換又は整備調整等を行うことにより再使用できる状態にしたもの
- ③ 下取ガバナ  
お客様が所有権を有するガバナであって、部品の交換又は整備調整等により再使用できる状態のもの
- ④ NZガバナエクスチェンジサービス  
当社と販売ガバナの購入を希望する者（以下「購入者」という。）との間で締結する販売ガバナの売買契約と下取ガバナの売買契約とからなり、下取ガバナの停止条件付売買契約成立時に、当社の購入者に対する販売ガバナの売買契約に基づく売買代金債権と購入者の当社に対する下取ガバナの売買契約に基づく売買代金債権とを対当額で相殺する旨の合意をする内容のサービス
- ⑤ 延長保証サービス  
お客様が追加で保証料を支払うことにより、当社がお客様に対して第10条に基づき負う販売ガバナに関する契約不適合責任の期間を延長するサービス

### 第2条（契約の申し込みと不承諾）

1. お客様は、当社に対し、下記に定める事項を注文書又は当社ウェブサイト（<https://yeshipswb.yanmar.com/>）の申込みフォーム（以下、ウェブサイト上の申込フォームでの申込みを含め「本件注文書等」という。）に記載した上で、販売ガバナの注文をするものとします（以下「本件注文」という。）。なお、お客様は、本規約に同意した上で、本件注文書等を交付するものとします。
  - ① 注文者の名称、連絡先、担当者船名、IMO番号
  - ② 販売ガバナの購入申込数量
  - ③ 販売ガバナの発送先（ただし当社が別途定める国又は地域は指定できません。）
  - ④ 下取ガバナ及びエンジンの製造番号
  - ⑤ 延長保証サービスの申込みの有無
  - ⑥ その他当社が求める事項
2. 当社は、本件注文を承諾しないことができ、お客様は、これに対して異議を述べないものとします。この場合において、当社は、お客様に対し、書面、電子メール又はファックスその他当社が定める方法により、本件注文の不承諾の通知をします。

### 第3条（販売ガバナの売買契約等の成立）

1. 販売ガバナの売買契約（以下、「本件売買契約」という。）は、当社がお客様に対して、本件注文を承諾する旨の書面、電子メール又はファックスを発送又は送信したときに成立しま

- す。
2. 販売ガバナの売買代金は、販売ガバナ1個あたり41万円（消費税別）とします。
  3. お客様は、当社に対し、前項の売買代金（延長保証サービスを申し込んだ場合には、当該延長保証サービスの保証料を含む。）を、下記のとおり分割して、当社の指定する金融機関口座に振込む方法で支払うものとします。振込手続に要する手数料はお客様の負担とします。
    - ① 第2項の売買代金のうち金22万8000円（消費税別）の請求書を発した日を請求日として、当社お客様間で別途作成する支払条件確認書（以下「支払条件確認書」という。）に基づき定められる支払日までに金22万8000円（消費税別）
    - ② 第8条第1項に基づく通知を発した日を請求日として、支払条件確認書に基づき定められる支払日までに 金18万2000円（消費税別）
    - ③ お客様が延長保証サービスを申込み当社が承認した場合に、上記①と同一の支払期日までに、延長保証サービスの保証料として金8万円（消費税別）
  4. お客様は、販売ガバナが、使用済みガバナであり当社又は当社より委託を受けた第三者が部品の交換又は整備調整等を行うことにより再使用できる状態にしたものであることを理解したうえで、本件売買契約を締結するものとします。
  5. 本件売買契約の条件は、前4項に定めるもののほか、本規約の定めに従います。

#### 第4条（発送と引き渡し）

1. 当社は、お客様に対し、本件売買契約成立後1か月以内に、販売ガバナを本件注文書等において指定された住所地に発送する方法で発送するものとします。
2. 当社は、お客様に対して、販売ガバナの発送後、すみやかに発送が完了した旨の通知をするものとします。

#### 第5条（検収）

1. お客様は、販売ガバナの受領日から起算して3日以内（以下「検収期間」という。）に、販売ガバナについて速やかに検査を行ったうえで、当社に対して下記のいずれかの内容を、書面または電子メール等の方法により通知するものとします。

##### 記

- ① 販売ガバナに契約不適合が確認されなかった場合 検査に合格した旨
- ② 販売ガバナに契約不適合が確認された場合 具体的かつ合理的な理由を示して、検査に不合格となった旨

以上

2. 当社が前項の通知を検収期間内に受領しなかった場合、又は前項②の通知に具体的かつ合理的な理由が示されていなかった場合は、検収期間の経過をもって、販売ガバナは検査に合格したものとみなします。
3. 販売ガバナに契約不適合が確認されお客様による検査が不合格となったときは、当社は合理的期間内に、販売ガバナの交換又は修理を行い、販売ガバナを再度発送するものとします。再度発送された販売ガバナの検査は、第1項及び前項の定めに従います。

#### 第6条（所有権の移転・危険負担）

販売ガバナの所有権及び危険負担は、販売ガバナの受領時に、当社からお客様に移転します。

#### 第7条（下取ガバナの発送）

1. お客様は、販売ガバナの出荷日から起算して45日以内に、当社の指定する住所地に発送する方法で、下取ガバナを現実に引き渡すものとします。この場合において、お客様は、下取ガバナが自己の所有であることを保証するものとします。なお下取ガバナの送料はお客様の負担とします。
2. お客様は、前項の発送に関して、国際宅配便業者の利用等、当社が指定する発送方法に従う

ものとしします。

#### 第8条（下取契約の成立）

1. 当社は、下取ガバナの到着後14日以内に、下取ガバナが修理可能か否かについて検品したうえで、お客様に対して、その結果を当社所定の方法により通知するものとしします。
2. お客様は、当社に対し、前項の検品合格を停止条件として、下取ガバナを金18万2000円（消費税別）で売り渡し、当社は、これを買受けるものとしします（以下「本件下取契約」といいます）。
3. 下取ガバナの所有権及び危険負担は、検品合格時に、お客様から当社に移転します。
4. 当社がお客様の発送した下取ガバナが修理不能と判断した場合又は第7条第2項で定める方法に従い発送されなかった場合、当社は、お客様が指定する住所地に対して送付する方法により、下取ガバナを返却します。の場合において、運送費、梱包費、関税その他返却に要する費用は、お客様の負担としします。

#### 第9条（相殺合意）

当社とお客様は、当社のお客様に対する本件売買契約に基づく売買代金債権と、お客様の当社に対する本件下取契約に基づく売買代金債権とを、前条第1項に定める通知の日をもって、対当額につき相殺することに合意しします。

#### 第10条（契約不適合責任）

1. 第5条に定める検査に合格した後であっても、販売ガバナの検査合格日から6か月以内に、販売ガバナに契約不適合が発見された場合、当社及びお客様は、その原因について協議、調査を行うものとしします。
2. 前項の協議、調査の結果、当該契約不適合が当社の責に帰すべきものであると確認できた場合、当社は、合理的期間内に、当社の費用負担において成果物の修正等の履行の追完（以下、本条において「追完」という。）をするものとしします。
3. 前項にかかわらず、当該契約不適合によって本契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、当社は前項所定の追完義務を負わないものとしします。
4. 当社が本条に定める契約不適合責任を負う期間は、契約不適合を特定したお客様の請求が、第5条に定める検査合格日から6か月以内にお客様から書面によってなされた場合の当該書面に記載された契約不適合に限るものとし、契約不適合が軽微であって修補に過分の費用又は労力を要する場合は、当社はその責任を負わないものとしします。
5. 前項の定めにかかわらず、お客様が延長保証サービスを申込み当社が承認した場合であって、お客様が延長保証サービス費用を支払った場合には、前項の期間について「第5条に定める検査合格日から6か月」を「第5条に定める検査合格日から30か月」に延長するものとしします。

#### 第11条（解除）

当社及びお客様は、相手方が以下の各号の一に該当したときは、書面にて通知することにより、本件売買契約の全部または一部を解除することができるものとしします。

- ① 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てが行われたとき
- ② 解散もしくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされたとき
- ③ 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
- ④ 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

- ⑤ その他お客様が本件売買契約のいずれかの条項に違反し、またはお客様の責に帰すべき事由によって本件売買契約を継続し難い重大な事態が発生したとき

#### 第12条（損害賠償の範囲）

当社は、本件売買契約に基づき、故意または重大な過失によりお客様に損害を与えたときには、お客様が被った損害（直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとする。）を賠償するものとします。

#### 第13条（遅延損害金）

お客様が、第3条に定める売買代金支払期日を徒過した場合、お客様は当社に対して、同支払期日の翌日から完済の日まで年率14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第14条（輸出関連法令の遵守）

当社及びお客様は、販売ガバナ及び下取ガバナの発送について、善良な輸出者として日本国および輸出先国の当該業務に関連する法規を遵守するものとします。

#### 第15条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更できるものとします。なお、本件注文後に本規約が変更された場合、本件注文書等が当社に到着した時点での規約が適用されるものとします。

#### 第16条（準拠法）

本件売買契約の解釈および適用にあたっては、日本法が適用されるものとします。

#### 第17条（紛争解決）

1. 本件売買契約に定めのない事項または各条項に定める定めに疑義が生じた場合は、本件売買契約の趣旨に従い、当社お客様双方において誠意をもって協議するものとします。
2. 本件売買契約に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（言語条項）

本利用規約の支配言語は、日本語とします。本利用規約について他の言語により翻訳が作成されたとき、本利用規約の翻訳や解釈において紛争が生じた場合には、いかなる場合も、日本語版が他の言語による版に優先するものとします。

【2018年7月31日制定】

【2022年1月14日改訂】